

東京電力からの請求書類について

～急いで提出する前に～

JFBA 日本弁護士連合会

皆様のお手元に東京電力から原子力損害賠償に関する請求書類が届いていると思います。量も多く、複雑な内容で、とまどっていらっしゃる方、どうしてよいかわからないという方も多くと報道されています。

日本弁護士連合会では、被害者の皆様に正当かつ適正な権利行使をしていただけるよう、下記の点に注意していただき、弁護士等専門家のアドバイスや助力を得て方針を決めるなど、慎重な対応をされるように呼びかけています。

東京電力の損害賠償基準に記載されていないことについても賠償を受けられる可能性があります

東京電力の損害賠償基準＝国が定めた賠償基準ではありません！

東京電力からの請求書類を急いで出さないと権利を失ってしまうということはありません 判断は慎重に

いったん東京電力に請求書を出しても、他の損害を請求する権利がなくなるものではありません 専門家に相談を

東京電力に請求書を出す以外にも損害賠償請求の方法があります
国が原子力損害賠償紛争解決センターという機関を設置し、公正・中立な立場の仲介委員が東京電力と被害者の間に入り、和解の仲介を行うという制度が発足しています

**弁護士が相談会
を行っています**

原子力発電所事故の損害賠償は、被害者の皆様が自ら判断するには難しい問題も含まれています。そこで全国各地の弁護士会では、震災無料法律相談を行っています。また、原発賠償説明会・相談会を行っている地域もあります。説明会や相談会は原則無料です。少しでも疑問、不安な点があったら、まず弁護士による説明や相談を受けてから、東京電力に対する損害賠償の方法を決めることをお勧めします（お近くの相談先については裏面を御覧ください）。

お問い合わせ 日本弁護士連合会：東日本大震災・原子力発電所事故対策本部事務局

TEL：03-3580-9956／FAX：03-3580-9957

MAIL：jfa-saigai-honbu@nichibenren.or.jp

URL：http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/higashinohon_daishinsai.html